

第 8 章 水防計画

第 1 目的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定に基づき福島県知事から指定された指定水防管理団体たる猪苗代町が、同法第 33 条の規定に基づき猪苗代町の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第 2 水防事務の処理

洪水に際して水災を警戒し、防御し及びこれらによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、洪水等について水防活動の必要があると認めたと時から、その危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の組織に入り水防事務を処理するものとする。

第 3 水防本部の設置及び組織事務分担表

1 水防本部

(1) 次のア～ウに該当したとき及び水防本部長が必要であると認めたときに設置する。ただし、注意報の場合は諸状況を判断のうえ、水防本部長が特に必要と認めた場合に限り設置するものとする。

ア. 次の気象注意報、警報及び特別警報が発表されたとき。

注 意 報：大雨、洪水の各注意報

警 報：大雨、洪水の各警報

特別警報：大雨の特別警報

イ. 水防法第 10 条及び第 11 条による洪水予報が発表されたとき。

ウ. 水防法第 16 条による水防警報が発表されたとき。

(2) 水防本部の事務局は総務課に置く。

2 本部組織

○本部長 町長	総務班長 (総務課長)	庶務係長 (防災情報係長)
		渉外係長 (行政管理係長)
		無線係長 (秘書広報係長)
○副本部長 副町長、教育長	資機材班長 (企画財務課長)	資機材第1係長 (企画調整係長)
		資機材第2係長 (財務係長)
	指令班長 (建設課長)	指令係長 (建設係長)
		被害記録第1係長 (都市整備係長)
		被害記録第2係長 (地域振興施設係長)
	情報連絡第1班長 (会計室長)	情報連絡第1係長 (会計係長)
	情報連絡第2班長 (議会事務局長)	情報連絡第2係長 (議事係長)
	水防指導第1班長 (農林課長)	水防指導第1係長 (農業振興係長)
		水防指導第2係長 (農林整備係長)
		水防指導第3係長 (堆肥施設係長)
	水防指導第2班長 (農業委員会事務局長)	水防指導第4係長 (農地係長)
	交通対策班長 (町民生活課長)	交通対策第1係長 (町民係長)
		交通対策第2係長 (国保年金係長)
		交通対策第3係長 (環境係長)
	避難誘導第1班長 (税務課長)	避難誘導第1係長 (賦課係長)
		避難誘導第2係長 (収納係長)
	避難誘導第2班長 (保健福祉課長)	避難誘導第3係長 (社会福祉係長)
		避難誘導第4係長 (健康づくり係長)
		避難誘導第5係長 (高齢者福祉係長)
	避難誘導第3班長 (商工観光課長)	避難誘導第6係長 (商工観光係長)
	避難誘導第4班長 (上下水道課長)	避難誘導第7係長 (水道管理係長)
		避難誘導第8係長 (水道施設係長)
		避難誘導第9係長 (下水道係長)
	避難誘導第5班長 (教育総務課長)	避難誘導第10係長 (教育総務係長)
		避難誘導第11係長 (教育施設整備係長)

	避難誘導第6班長 (生涯学習課長)	避難誘導第12係長 (生涯学習係長)
		避難誘導第13係長 (社会体育係長)
		避難誘導第14係長 (図書歴史情報館係長)
	避難誘導第7班長 (こども課長)	避難誘導第15係長 (こども園係長)

3 水防配備体制

水防本部が設置された時は、常時勤務から水防配備体制の切換を迅速確実に行う。なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部長は本部員を適当に交代又は休養させ、次に定める水防配置要領により非常配備を行う。

○水防配備要領

※状況によっては上位の体制に直ちに移行する場合がある。

() 書は、略称

種 別	配 備 体 制	配 備 に つ く 時 期
水 防 第1配備体制 (水防1)	小人数の人員で、主に情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに招集その他の活動ができる体制	今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を実施するに至るまでには時間的余裕があると認められるとき。
水 防 第2配備体制 (水防2)	所属人員の約半分を動員し、水防活動が発生した時に対応可能な体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。
水 防 第3配備体制 (水防3)	所属人員の全員を動員する完全な水防体制	甚大な被害の発生のおそれがあり、第2配備体制では処理しがたいと考えられるとき。

- 1) 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防配備が発令されれば直ちに出勤できるよう備えるものとする。
- 2) 第1配備体制発令後は出来る限り外出を避ける等、常に居場所を明確にしておくものとする。
- 3) 水防本部解散基準 気象に関する警報、洪水予報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

4 水防事務分掌

本部の事務分掌は、次のとおりである。

(総務班)

- 庶務係 水防本部要員の召集、給食、自動車の配置、水防事務の取りまとめ、立案、報告及び消防団への水防活動等の要請。

○渉外係 公用負担の指導、現地連絡、対外的報道関係事務等。

○無線係 防災行政無線による広報活動。

(資機材班)

○資機材係 水防管理団体よりの資材要請、水防資機材の準備、輸送、受け払い及びその事務。

(指令班)

○指令係 状況の把握及び判定並びに水防警報立ち退き指示の立案及び発信、その他本部長が特に認めた事項の伝達。

(被害記録班)

○被害記録係 水防時における河川、道路等の被害の収集取りまとめ及び関係諸機関への報告等。

(情報連絡班)

○情報連絡係 洪水予報等気象情報の受信記録、テレビ、ラジオの情報記録、雨量水位その他報告事項等の記録取りまとめ及び報告等。

(水防指導班)

○水防指導係 水防時における管内の巡視、雨量並びに水位記録の収集及び水防作業の現地指導。

(交通対策班)

○交通対策係 水防時間における道路交通の情報及び収集並びに確保等。

(避難誘導班)

○避難誘導係 水防時における地域住民を指定された避難地に安全に誘導するものとする。

第4 水防本部の係員の非常召集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときからは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第5 水防巡視等

(1) 水防巡視

水防本部長は、洪水予報等の通知に基づき消防団長に対して水防活動を要請通報し、通報を受けた消防団長は直ちに各河川の受持区域の消防分団長に対し、その通報を通知し、必要団員をして河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。また、河川水位が次の表の通報水位又は、警戒水位に達した旨の通報があったときは、直ちに消防分団長に通知するものとともに、次項に定める「水防信号」により周知し、さらに必要団員を召集し警戒、水防活動等にあたらせるものとする。

単位：m

河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水 位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	管理者名
長瀬川	水防渋谷水位	猪苗代町字佐渡島 1055-3	1.80	2.20		—	猪苗代 土木事務所
〃	水防月輪水位	〃 大字金田字上川 原254-2	1.80	2.10	2.84	3.87	〃
〃	水防新堀向水位	〃 字上長瀬1734-2	1.80	2.10	2.17	2.35	〃
酸川	酸川水位	〃 大字蚕養字樋ノ 口前	1.00	1.20		—	〃

(2) 雨量通報と観測所

○雨量通報

雨量観測者等から、気象情報の通知を受けたとき又は大雨のおそれのあるとの情報を得た場合は、降雨量を確認し、通報基準を超えたときは直ちに水防本部長に対して通報するものとする。

○通報の基準

- ①水防本部からの通報開始の指示を受領したとき
- ②1時間雨量が20mm以上に達したとき
- ③24時間雨量が80mm以上に達したとき

雨量の通報は水防本部からの観測終了指示を受けるまで原則として注意報発表時は2時間、警報発表時は1時間ごとに通報する。

ただし、水防本部長は気象状況に応じ、これを変更することができる。

○雨量観測所

雨量観測所一覧表のとおり

観測所名	所在地	管理機関	観測員名	電話	河川名
水防中津川雨量	猪苗代町大字 若宮字吾妻山 甲2998	福島県	裏磐梯三湖 管理所	0241 37-1277	中津川
赤埴雨量	猪苗代町字琵琶 琵琶山7096	福島県	猪苗代土木事 務所	0242 62-3102	長瀬川
白糸の滝雨量	猪苗代町大字 蚕養字沼尻山 国有林	福島県	猪苗代土木事 務所	0242 62-3102	高森川
秋元水門雨量 観測所	猪苗代町大字 若宮字吾妻山	東京電力(株)	東京電力(株) 猪苗代電力所	0242 22-4611	長瀬川
猪苗代地域気象 観測所	猪苗代町大字千 代田字中島	気象庁	福島地方気象 台	024 534-0321	長瀬川
沼尻気象観測局	猪苗代町大字 蚕養字沼尻山 国有林	東京電力(株)	東京電力(株) 猪苗代電力所	0242 22-4611	長瀬川
上戸気象観測局	猪苗代町大字 山潟字大妻	東京電力(株)	東京電力(株) 猪苗代電力所	0242 22-4611	猪苗代湖
福島県道路公社 磐梯吾妻総合事 務所	猪苗代町大字 若宮字朴木平	福島県	福島県道路公 社磐梯吾妻総 合事務所	0242 67-1411	高森川 酸川

(3) 水防信号

水防信号は、福島県水防信号規則（昭和24年9月24日福島県規則第91号）の規定に基づき次により行うものとする。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき	一般住民に周知するとともに必要な団員を召集し、河川の警戒にあたる。
第2信号	各分団長より洪水のおそれがある旨の報告があったとき	各分団員を召集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。

第3信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき	各分団員の外、必要により、一般住民の出動を求める。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき	猪苗代警察署に通報し、一般住民を避難場所に誘導する。

(参考) 福島県水防信号規則

第1条 水防法第13条第1項の規定により水防信号は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
- 二 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- 三 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 四 第4信号 必要と認める区域内の住居者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

第2条 水防信号は、別に定める区分及び方法に従って発する。

別表

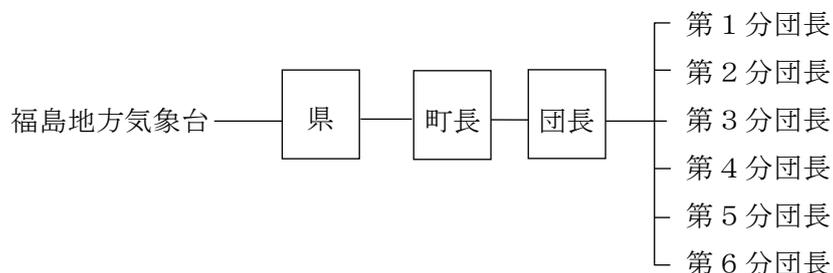
	警 鐘 信 号	サイレン信号 (余韻防止符)
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒15秒 5秒15秒 5秒15秒 ○休止 ○休止 ○休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒6秒 5秒6秒 5秒6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒5秒 10秒5秒 10秒5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第4信号	乱 打	約1分5秒1分 ○-休止○-

- 備考
- 1 信号は、適宜の時間継続する。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第6 水防に関する連絡系統図

①洪水注意報、警報、福島県気象情報及び解除

②大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報、福島県気象情報及び解除



第7 水防活動等

(1) 消防団の活動

洪水に際し水害を警戒し及びこれに因る被害を軽減しもって公共の安全を保持するため水防法（昭和24年法律第193号）第10条の2の規定による洪水予報等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

(2) 分団の水防受持区域を次のとおり定める。

河川名	区 域		担当分団	集合場所	責任者
	位 置	延長(m)			
長瀬川	酸川合流地点上流	600	第一分団	渋谷消防屯所	分団長
長瀬川	明戸より南	1,200	第五分団	明戸消防屯所	分団長
長瀬川	夷田より南	3,100	第四分団	金曲消防屯所	分団長
長瀬川	西館地区	1,500	第三分団	西館消防屯所	分団長
長瀬川	中目より南	2,600	第四分団	松橋消防屯所	分団長
高橋川	翁島駅前	1,300	第二分団	翁島駅前屯所	分団長
大倉川	市 沢	2,300	第六分団	市沢消防屯所	分団長
前 川	山 瀉	500	第四分団	山瀉消防屯所	分団長
小沢川	壺 下	600	第四分団	壺下消防屯所	分団長
達沢川	達 沢	2,000	第六分団	達沢消防屯所	分団長
小倉川	市沢蒲谷地	1,600	第六分団	市沢消防屯所	分団長
千石川	明 戸	1,500	第五分団	明戸消防屯所	分団長
小黒川	東 町 裏	300	第一分団	本部消防屯所	分団長
小黒川	柳 田	600	第三分団	扇田消防屯所	分団長
さる川	新町四ツ谷	1,000	第一分団	本部消防屯所	分団長
さる川	御 前 作	500	第三分団	扇田消防屯所	分団長

(3) 河川、堤防の巡視等

ア 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川、堤防を巡視し、量水標

による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に報告するものとする。

なお、水位が警戒水位に達したときは、福島県水防規定第1信号により地域住民に周知するものとする。

イ 各分団長は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときはただちに、その状況を水防管理者に報告するものとともに、第2信号を打続し団員を招集し水防作業に当たらせ、その旨水防管理者に報告するものとする。

ウ 各分団長は、堤防の決壊また、これに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出動を求める必要があるときは、ただちに第3信号を打鐘し、その旨を水防管理者に報告するものとする。

エ 各分団長は、洪水の危険が切迫し、ただちに地域内住民の避難立ち退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。

(4) 水防活動

分団長は、消防団長を経由し水防活動終了後2日以内に別紙様式(資料9)により水防本部長に報告しなければならない。

第8 費用負担と公用負担

(1) 費用負担(法32条)

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用は、各々当該水防団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって決める。

また、水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。

(2) 公用負担(法21条)

水防のため必要あるときは、水防管理者、水防団長、又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。

必要な土地の一時使用

土石、竹林、その他の資材の使用

車馬、その他運搬具又は、器具の使用

工作物その他の障害物の処分

水防活動実施要項

次の場合には、町長は水防本部の設置を総務課長に指示し、水防本部員を召集、組織し、消防団長に通知をして消防団員を非常配備につかせる指令を発するものとする。

- ①町長が自らの判断により必要と認める場合
- ②洪水予報、又は洪水の通知を受けた場合
- ③緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

○本部員の非常配備

召集の指示を受けた本部員は、担当係長（員）にその旨を通知して待機、出動態勢の整備をさせる。洪水予報又は洪水の通知を受信した者は、次の順序にて連絡をするものとする。

受信者 — 水防担当者 — 総務課防災情報係長 — 総務課長 — 副町長 — 町長
関係課長 — （庁内一斉放送） ┆

ただし、夜間、休日において通報を受信した者は次の順序にて連絡をするものとする。

受信者 — 水防担当者 — 総務課防災情報係長 — 総務課長 — 副町長 — 町長

○消防団員の非常配備

指令を受けた消防団長は、関係分団長に連絡して所定の詰所に集合させ、資材及び器具の整備、点検消防団員の配備計画に当たり水防上重要な箇所へ団員（班長を含む複数団員）を派遣、巡視させ情報の収集に当たる。

○建設業協会等への援助依頼

指令を受けた総務班長（資材器材係長）は、建設業協会等へ必要な建設車両及び作業員の出動の依頼をし、水防上重要な箇所へ配備する。

○出動

出動指令は、おおむね河川の水位が上昇し通報水位を超え、出動の必要が認められたとき本部長がこれを発する。

水防非常配備は、次の3種類とする。

①第1指令

今後の気象情報と水位情報に注意し警戒する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでは、まだかなり時間的余裕があると認められるときに指令する。

この場合、本部長の指示のもと、少数の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり事態の推移によってはただちに召集、その他の活動ができる体制をとるものとする。

②第2指令

水防活動を必要とする事態の発生が予想され、約5時間以内には、水防開始が考えられるとき指令する。

この場合は、本部長の指示のもと、所属人員の約半分を水防箇所に動員配備し、水防活動が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢をとるものとする。

③第3指令

事態が切迫し、約3時間以内には、水防活動の必要が予想される時、又は、危険性が大で、第2指令の配備態勢では処理できがたいと認められるとき発する。この場合は所属人員全員を動員する完全な水防態勢をとるものとする。

勤務中の注意事項

- ① 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ水防指令の発令が予想される時は、出動しなければならない。
- ② 第1指令発令後はできる限り不急外出は避け待機するとともに、常に居所を明確にしておくものとする。
- ③ 消防団員は、交替者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- ④ 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障を来たさないようにしなければならない。

水防上の注意事項

- ① 水防本部員及び消防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人とが待避する場合における避難要領を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、いったん出動した場合は命令がなくて、部署を離れたり、勝手な行動を取ってはならない。
- ② 作業中は終始敢闘精神をもって、上司の命に従って団体行動を取らなければならない。
- ③ 作業中は、私語を慎み言葉に注意し、特に「漏水」、「破堤」等の想像による言葉を用いてはならない。
- ④ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重に期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防本部員及び消防団員が緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
- ⑤ 洪水時において堤防に異常が起る時期は、滞水時間にもよるがおおむね水位が最大るとき、又はその前後である。しかし、崖崩れ、陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水水位の4分の3に減少したときが最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳重にしなければならない。

○決壊等の通報

堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防本部長は水防法第18条の規定により、ただちにその旨を猪苗代土木事務所を經由して喜多方建設事務所に通報するとともに警察、関係区長等必要な機関に連絡するものとする。

○通報機関

名 称	連絡先	F A X	名 称	連絡先	F A X
猪苗代土木事務所	62-3102	N T T 72-1471	喜多方建設事務所	0241-24-	衛星80-501-444
会津地方振興局	26-1111	衛星80-500-555		3111	
猪苗代消防署	62-4433		猪苗代警察署	63-0110	
町立猪苗代病院	62-2350		会津保健福祉事務所	29-5503	

○避難のための立ち退き

町長が必要と認めたときは、あらかじめ連絡、広報手段によって水防法第21条の規定による立ち退き、又はその準備を指示する。（町防災行政無線及び広報車により指示する。）

指示を受けた住民は、当該区長を中心に避難準備をすすめ貴重品、最小限度の身の回り品を取りまとめ水防本部から指示された集合場所に集合し、本部員（避難誘導班）の指示に従って行動するものとする。

本部員は、あらかじめ指示された経路に基づいて指示された避難所に迅速かつ安全に誘導するものとする。

地区名	避難場所	対象河川	避難誘導責任者	交通	備考
今泉	猪苗代中学校	長瀬川 (水位周知河川)	1班	バス	
西館	千里小学校		2班	バス	
牛沼			3班	バス	
入江			3班	バス	
富永			4班	バス	
中目			5班	バス	
松橋			5班	バス	
小平潟			6班	バス	
松橋浜			6班	バス	
明戸	長瀬小学校		7班	徒歩	
下館			8班	バス	
伯父ヶ倉			9班	バス	
志田浜	旧東中学校		10班	バス	
金曲			11班	バス	
川崎		12班	バス		
夷田		13班	バス		
壺下		小沢川	本部長が その都度 決定する 班とする	バス	
市沢	中ノ沢体育館	大倉川		バス	
蒲谷地		達沢川		バス	
達沢		高橋川		バス	
翁島駅前	翁島小学校	前川		バス	
山潟	緑小学校			徒歩	